

山形県水産業成長産業化支援事業実施要領

第1 目的

この要領は、水産業を持続し成長する魅力ある産業にしていくとともに、漁村及び内水面漁業地域の振興を図る取組みを促進するため、山形県水産業成長産業化支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 事業実施主体

本事業の実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、次に掲げる要件を満たす法人、個人、団体又はグループ（3人以上に限る。但し漁業士又は中核的漁業者を含む場合は2人以上とする）とする。

- （1）県内に住所又は本拠地を有すること。
- （2）事業を完遂する見込みがあり、将来とも継続的に活動が見込まれること。
- （3）団体又はグループにあつては団体の意思を決定する体制が明らかであり、かつ会計経理が明確であること。

※漁業士：県内漁業の中核となる漁業者として県知事が認定した漁業者

※中核的漁業者：漁村又は水産都市の関係事業者で構成する広域水産業再生委員会で作成された計画（広域プラン）の中で位置づけられた漁業者

第3 事業の内容

本事業の内容は、山形県水産振興計画に掲げた「持続可能な海面漁業の基盤整備」「海面漁業の成長産業化に向けた経営基盤強化」「持続可能な内水面漁業・養殖業の振興」「県産水産物の利用拡大」「安全・安心で健全な水域環境の確保と活用」のいずれかに取り組むほか、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1）水産業の振興と地域活性化に向けた取組みであること。
- （2）地域資源を活用した付加価値の創出や向上（生産性の向上を含む）に結び付く取組みであること。

第4 事業実施計画

- 1 事業実施主体は、事業実施計画書（別記様式第1号）を作成し、当該事業の活動拠点が所在する市町村長に提出するものとする。
- 2 事業実施計画書（別記様式第1号）に記載する数値目標については、漁村及び内水面漁業地域の振興に資する内容とし、少なくとも1つ以上は設定するものとする。なお、現状値の算定に当たっては、事業実施年度の前年度の値によるほか、事業実施年度の前年までの3か年の平均値によることができるものとする。
- 3 1により提出を受けた市町村長は、事業実施計画を精査のうえ、別記様式第2号に事業実施計画書に対する意見書（別記様式第3号）を付して、知事に提出する

ものとする。

第5 事業実施計画の審査

- 1 知事は、事業実施計画の内容を審査するため計画審査会を置くものとする。
- 2 1に規定する計画の審査その他計画審査会の運営に関し必要な事項は、別途定めるものとする。
- 3 知事は、必要と認めるときは、当該計画に関して市町村及び事業実施計画を策定した者から意見を聴取するものとする。
- 4 計画審査会は第4の2により提出された事業実施計画について、次の各号に掲げる項目を審査するものとする。
 - (1) 事業実施主体が、第2に掲げる要件について適正であるか。
 - (2) 事業内容が第3に掲げる要件について適正であるか
- 5 知事は、4の結果を踏まえ、事業実施計画の承認について適否を決定し、別記様式第4号により市町村長に対し、その結果を通知するものとする。

第6 事業の実施

- 1 事業実施主体は、第5の5により承認された事業実施計画に基づき、事業を実施するものとする。
- 2 県は、事業実施主体が実施する事業の効果的な推進を図るため、市町村と連携して必要な助言及び指導を行うものとする。

第7 助成及び事業の着手

- 1 知事は、第3の事業の実施に要する経費につき、予算の範囲内において助成するものとする。
- 2 事業の着手は、本事業に係る山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号）第6条の交付の決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着工する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ当該事業の活動拠点が所在する市町村長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着工届を市町村長に提出し、市町村長は別記様式第5号により知事に提出するものとする。
- 3 2により交付決定前に事業に着工する場合にあっては、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となってから着工するものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- 4 市町村長は2による交付決定前の着工については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第8 事業報告

- 1 事業実施主体は、補助事業実施後、実施状況報告書（別記様式第6号）により、補助事業実施年度から3年間、報告書を作成するものとする。
- 2 1により報告書を作成した事業実施主体は、当該事業の活動拠点が所在する市町村長に当該報告書を提出するものとする。
- 3 2により報告書の提出を受けた市町村長は、別記様式第7号により、当該事業実施年度の翌年度の4月30日までに知事に報告書を提出するものとする。
- 4 知事は、3により報告書の提出を受けたときは、第5の5により承認した事業実施計画に照らして事業の達成度等の評価を行い、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

第9 事業の評価

- 1 知事は、事業実施の内容を審査するため成果評価審査会を置くものとする。
- 2 1に規定する事業の審査その他成果評価審査会の運営に関し必要な事項は、別途定めるものとする。
- 3 成果評価審査会は第8の2により提出された事業実施状況報告書について、取り組み内容、生産額、実現可能性、地域への波及効果及び発展性に照らし、事業の成果を審査するものとする。

第10 関係書類の提出

この要領に関し、市町村長が知事に提出する書類は、所轄の総合支庁産業経済部農業振興課、庄内においては庄内総合支庁産業経済部水産振興課に提出するものとする。

第11 その他

本事業の実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、農林水産部長が別に定めるものとする。

付則

- 1 この要領は、令和3年7月1日から施行する。